

長期優良住宅認定申請に関する皆様へ

令和4年10月
建築指導課

【お知らせ】

法律改正(R4.10.1施行)に伴う長期優良住宅認定制度について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)が一部改正され、**令和4年10月1日**より施行されました。これに伴い、下記のとおり長期優良住宅認定制度の取扱いが変更になりました。

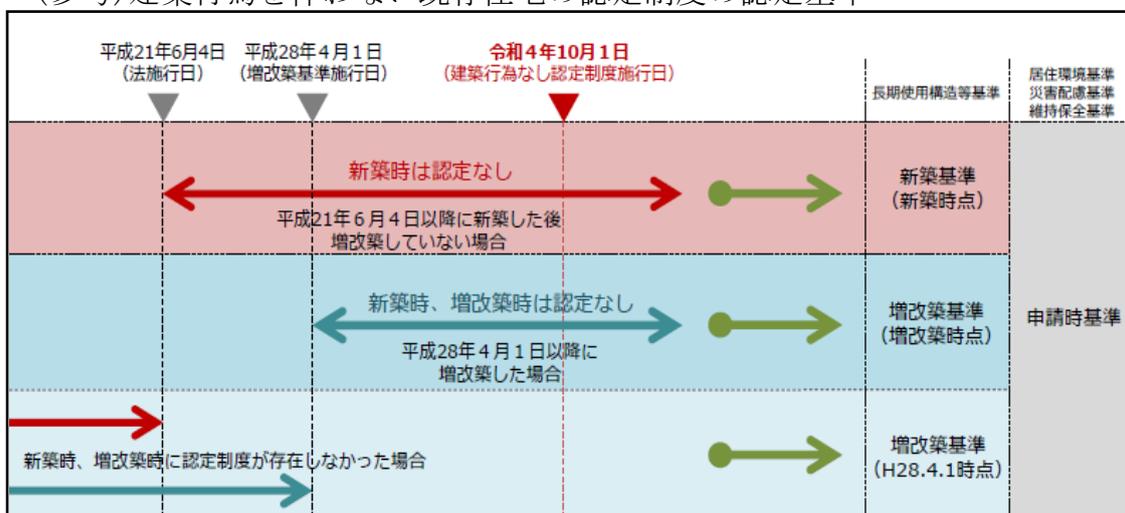
■認定対象の拡大

建築行為を伴わない良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が新たに創設されました。認定手数料は以下の表のとおりです。

建て方別	住棟の戸数	既存住宅に係る認定申請審査手数料(円)	
		確認書の場合	その他の場合※
一戸建ての専用住宅		19,900	73,600
一戸建ての併用住宅		19,900	73,600
共同住宅等	2~5	36,300	172,800
	6~10	59,700	276,400
	11~25	99,500	545,900
	26~50	159,500	977,500
	51~100	243,800	1,680,500
	101~200	414,400	3,109,100
	201~	526,100	4,443,000

※長期優良住宅認定基準の審査を全て市が行う場合

(参考)建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の認定基準



■省エネ対策の強化(省エネルギー性)

(旧基準)

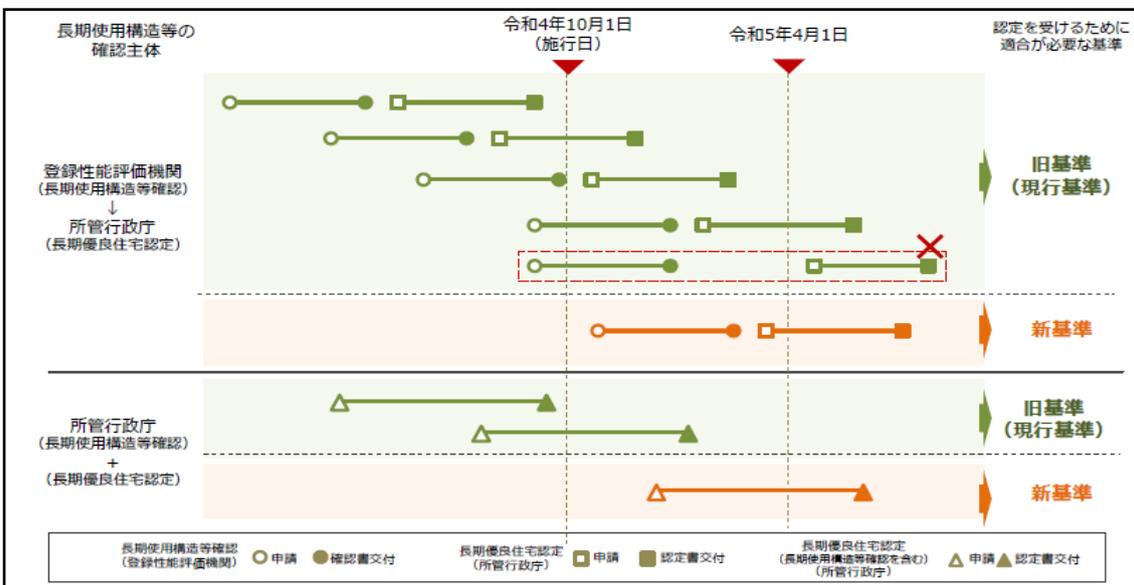
断熱等性能	一次エネルギー消費量性能
住宅性能表示の等級4	無し



(改正基準 R4. 10. 1) ※手数料の変更なし

断熱等性能	一次エネルギー消費量性能
住宅性能表示の等級5	住宅性能表示の等級6

(参考) 施行日前後の長期使用構造等基準の適用について



国土交通省住宅局住宅生産課 説明会資料抜粋

※施行日(令和4年10月1日)より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準を適用します。ただし、旧基準による認定は、認定申請が令和5年3月31日までのものに限りです。

■様式の変更

令和4年10月1日以降の様式は下記よりご確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000201.html